

一般財団法人 岩手県社会保険協会
〒020-0021 盛岡市中央通1丁目6番26号
TEL.019-625-2772 FAX.019-626-0252
URL : <https://www.syahokyō-iwate.com/>

● 全国健康保険協会 岩手支部

- P2-3 ● 令和7年度被扶養者資格再確認のご協力のお願い
 ●マイナ保険証をお持ちでない方へ「資格確認書」をお送りしております
 ●協会けんぽ 2024(令和6)年度決算(見込み)のお知らせ
 ●ご家族(被扶養者)様も健康サポートを協会けんぽ岩手支部内でご利用できます!

● 日本年金機構

- P4-6 ●標準報酬決定通知書を送付します ●外国人の年金制度加入について
 ●日本年金機構 盛岡年金事務所が移転します

● 岩手県社会保険労務士会

- P7 ●社労士通信 vol.34

● 社会保険協会

- P8 ●会費納入の御礼とお願い
 ●東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券のお知らせ



「700年以上人々の健康に役立っている！」

山ぶどう。岩手県は全国トップの産地を誇っています。特に県北沿岸地域を主として盛んに栽培され、さまざまな製品に加工されていて全国各地の皆さんに楽しまれています。

特にオススメとされているのが産前産後の女性にとって有効だと言われ、古来から愛飲されていたと伝わっています。他には貧血にも有効だし、総じて疲労回復にも愛飲され続けています。

久慈・野田村・九戸・八幡平などでは山ぶどう狩りなどの体験もできるので、旬を迎えるこの季節に訪れてみてはいかがですか♪

令和5年10月からスタートのインボイス制度について

当協会は年会費のみで事業運営を行っており、収益事業は行っていない「免税事業者」です。

「年会費」は不課税取引となりますので、「インボイス制度に伴う適格請求書発行事業者登録番号」の取得は行っておりません。

記事提供：日本年金機構盛岡年金事務所、全国健康保険協会岩手支部

岩手県社会保険労務士会

編集・発行：一般財団法人岩手県社会保険協会

職場で回覧しましょう

事業主・加入者のみなさまへ

令和7年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い



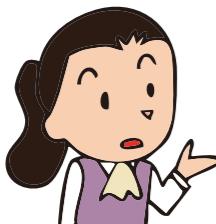
協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただきたくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和7年度につきましては、被扶養者資格が解除となる可能性の高い対象者に絞って10月下旬に順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年度の予定

確認の対象となる方



以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や直近で認定された者を除く)

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

※被扶養者状況リストの内容に変更がない場合も必ずご提出をお願いいたします。

送付時期

10月下旬(予定)

提出期限

令和7年12月12日(金)

扶養解除となる被扶養者の方がいる場合



確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者異動届を提出します。

扶養解除の迅速化のため、被扶養者異動届は電子申請により、日本年金機構へお届けください。

なお、電子申請によるお届けが難しい場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出ください。

令和6年度の実績

- 扶養解除者数 約6.3万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約11億円

お問い合わせ先：TEL019-604-9070(業務グループ)

マイナ保険証をお持ちでない方へ「資格確認書」をお送りしております

令和7年12月2日より、現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。

マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診する際には資格確認書が必要となります。

今回送付対象となる方には、申請によらず職権で発行いたします。

| | |
|-------|---|
| 送付対象者 | 令和6年11月29日までに加入された方(水色の保険証が発行されていた方)のうち、令和7年4月30日時点ではマイナ保険証をお持ちでなく、かつ令和7年5月16日時点において加入している方 |
|-------|---|

| | |
|------|---|
| 発送時期 | 令和7年9月19日、令和7年9月26日 ※なお、到着までには差出日から2営業日ほどかかる見込みであり、前後する可能性があります。 |
|------|---|

| | |
|------|---|
| 送付方法 | 被保険者様住所に送付(特定記録郵便) ※被保険者様・被扶養者様の分をまとめて送付 |
|------|---|

【事業主様へのお願い】

令和7年7月31日に送付対象者一覧表を発送しておりますが、従業員様の住所に送付した資格確認書が、宛てどころ不明等により当協会に返送された場合、返送された方の資格確認書を事業所様に送付いたします。お手数をおかけしますが、従業員様に配付いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先：TEL019-604-9070(業務グループ)

協会けんぽ 2024(令和6)年度決算(見込み)のお知らせ

2024年度の決算(見込み)の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額の増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時の特例廃止(2024年3月末廃止)等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

Q. 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか?

- A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額の増加が見込まれるもの、
◎現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
◎協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
◎団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金が中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください▲



お問い合わせ先：TEL019-604-9018(企画総務グループ)

ご家族(被扶養者)様も健康サポートを協会けんぽ岩手支部内でご利用できます!



協会けんぽ岩手支部では、生活習慣の改善を目的とした健康サポートを(特定保健指導)を実施しています。ご家族様でも協会けんぽ岩手支部にお越しいただく方法(来所方式)で健康サポートを無料でご利用いただけます!健康サポートを受ける場所が無い…とお困りのご家族様は是非、ご利用ください。

お問い合わせ先：TEL019-604-9089(保健グループ)

標準報酬決定通知書を送付します

7月に届出された算定基礎届により決定された被保険者の新しい標準報酬月額をお知らせする「標準報酬決定通知書」を送付します。

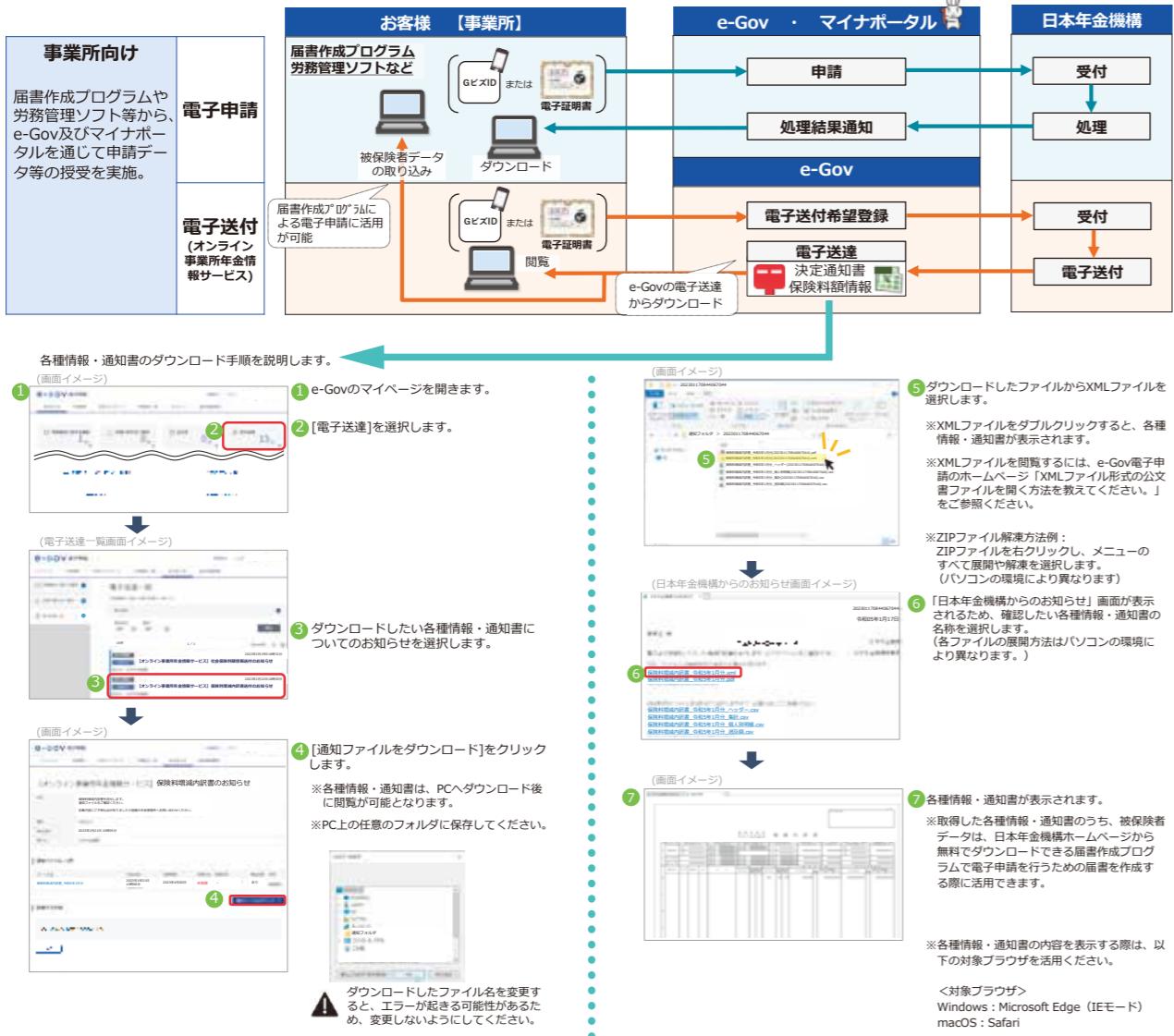
給与明細書等に記載するなどして、従業員に対し新しい標準報酬月額を必ずお知らせいただくようお願いいたします。

この新しい標準報酬月額に基づいて、9月分からの健康保険料及び厚生年金保険料が10月より納入告知されますので、必ず給与引き去り分及び事業主負担分と合致するかご確認いただき、不一致の際には年金事務所までお問い合わせください。

なお、郵送される保険料納入告知額・領収済額通知書等を待たずに少しでも早く保険料額を突合されたい場合は、電子送付(オンライン事業所年金情報サービス)をご利用ください(下図参照)。

※電子申請の際に電子通知書を希望された事業所様へは、個人単位の通知書データとなりますが、複数名単位の一覧表形式をご希望の場合には、変換ファイルを日本年金機構のHPに掲載しておりますのでご利用ください。

【オンラインサービスの概要図】



ご利用方法等の詳細な情報は
日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構 オンライン事業所年金情報サービス
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html



外国人の年金制度加入について

国民年金

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、すべて国民年金の第1号被保険者または第3号被保険者となります。



「国内に住所を有する」という要件のため…

日本国内に住所を有する外国人の方も第1号被保険者となります。

※日本国籍を有しない方で在留資格が、「医療滞在」、「観光等を目的とするロングステイ」といった「特定活動」により滞在する方は、国民年金第1号及び第3号被保険者から適用除外となります。

厚生年金

■外国人従業員を採用したときの手続き

健康保険・厚生年金保険に加入している会社、工場等の適用事業所に雇用され、健康保険・厚生年金保険に加入するときは、事業主が「被保険者資格取得届」を日本年金機構へ提出する必要があります。被保険者資格取得届を提出する際は、「資格取得時の本人確認」を行っていただき、手続きをお願いします。

また、マイナンバーを有していない短期在留外国人、海外居住者で、過去に本人確認を行っていない方については、以下の書類により本人確認を行いますので、書類の写しの送付をお願いします。



●短期在留している外国人の本人確認

- ◎旅券の身分事項のページの写し
- ◎(ア)～(ウ)いずれかの写し
 - (ア)旅券の資格外活動許可証印のページ
 - (イ)資格外活動許可書
 - (ウ)就労資格証明書

●日本国外に居住している方の本人確認

日本国内に居住している方に準じて、運転免許証、旅券(有効期限内のパスポート)、現地における公的機関の発行した資格証明書(写真付き)等の写しにより行います。

なお、初めて公的年金制度(共済組合等を除く)に加入した場合は、基礎年金番号通知書が交付されます。

■外国人従業員が家族を被扶養者にするときの手続き

健康保険の被保険者となった方に被扶養者がいる場合や被扶養者の追加があった場合、事業主を経由して「被扶養者(異動)届」を日本年金機構へ提出します。

被扶養者に該当する条件は、日本国内に住所(住民票)を有しており、被保険者により主として生計を維持されていること等があります。

また、日本国内に住所を有する場合であっても、日本国籍を有しておらず、「特定活動(医療目的)」「特定活動(長期観光)」で滞在する方は、被扶養者には該当しません。

■外国人従業員が退職したときの手続き

健康保険・厚生年金保険に加入している外国人従業員が退職または契約変更等により、健康保険・厚生年金保険の資格基準を満たさなくなったときは、事業主が「被保険者資格喪失届」を日本年金機構へ提出する必要があります。

また、短期在留の外国人従業員が退職して自国へ帰国する場合、脱退一時金の制度があります。



会費納入の御礼とお願い

平素より当協会事業へのご理解とご協力につきまして心より感謝申し上げます。「2025年度社会保険協会会費」の払込につきまして早速納入いただき、ここに感謝を申し上げます。

さて、2025年度の会費について口座振替の事業所様は7月4日振替させていただきました。ご指定口座へは「RL)イワテシャホキヨウカイヒ」と表示されておりますのでご確認願います。

なお、口座振替を申し込まれている場合やコンビニ等でご入金いただいている事業所様から送金により納入されている場合が散見されますのでご注意願います。

また、口座振替以外の事業所様は「社会保険いわて」5月号へ「コンビニ・ゆうちょ(郵便局)併用払込用紙」を同封しておりますので、ご確認の上納入につきましてよろしくお願ひ申し上げます。(払込用紙に納入期限が印字されていますが、期限が過ぎてもご利用できます。)なお、「払込用紙」を紛失された場合は当協会(019-625-2772)までご連絡いただければ再発行いたしますが、コンビニ専用の払込用紙となりますのでご了承ください。

東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券のお知らせ

社保いわて5月号でご案内いたしました利用券のお申し込みを受付しています。



■申込資格 2025年度(令和7年)会費を納入済みの事業所様

■利用対象 上記事業所の被保険者、被扶養者

■補助額 1枚につき、1名様、1,000円

■有効期限 2025年7月～2026年3月31日

■申込方法 社会保険協会ホームページで注意事項をご確認のうえ、お申し込みください。

事業所の規模(2025年度協会費の被保険者数に基づく)に応じて、上限枚数を設定させていただきます。

配布枚数に限りがあります。枚数に達し次第終了しますのでご了承ください。

優待施設「クア・アンド・ホテルグループ」の施設予約方法が変更になっています。

《優待利用施設の変更》

「クア・アンド・ホテルグループ」の「甲府プリンスホテル朝日館」は、令和7年3月28日に対象外となりました。

《優待内容及び使用方法の変更》

1. 優待内容

「クア・アンド・ホテルグループ公式ホームページからの予約で、施設の宿泊料金の8%の割引。」に変更になりました。

2. 利用方法

①宿泊の場合「クア・アンド・ホテルグループ公式ホームページへアクセスし、希望施設(3施設より)、空室情報、法人ログインを選択して、アカウント、アクセスキーを入力。

②日帰り入浴の場合は、利用時に「施設利用会員証」を施設フロントに提示。

(宿泊の場合、提示は不要)

社会保険協会からのお願い

事業所所在地等を変更されたときはご連絡ください

事業所の名称・所在地・電話番号を変更された場合は、年金機構への届出と同時に当協会にもご連絡をお願いいたします。

変更届

(送付先) **FAX 019-626-0252**

一般財団法人岩手県社会保険協会

会員番号 - - - (宛名ラベルの下にあります) 変更日 年 月 日

| | 変更前(全事項記入願います) | 変更後(変更事項のみ記入願います) |
|------|----------------|-------------------|
| ふりがな | | |
| 事業所名 | | |
| 所在地 | 〒 一 | 〒 一 |
| | 電話 | 電話 |

岩手県内の年金出張相談所及び年金相談につきましては事前予約制となっています。

当協会ホームページの「岩手県年金出張相談所開設案内」より日程や連絡先などをご確認ください。

ホームページがご覧になれない場合は、以下の『日本年金機構専用ダイヤル』へお問い合わせください。

「来訪相談予約受付専用電話」
0570-05-4890

「年金相談に関するお問い合わせ」
0570-05-1165